

包摂関連指標一覧（2009年）

1. 主要指標

指標	定義	属性別の有無
① 相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の貧困者の全人口に占める比率。なお、等価についてはOECDの調整方法に基づいている。 補完的に単身世帯、子ども2人と成人2人の世帯についても貧困ラインを算出。	17歳以下、18～64歳、65歳以上の年齢階層別、18歳以上の性別
② 相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対貧困ライン以下である貧困者の全人口に占める比率	同上
③ 貧困ギャップ	相対的貧困に当てはまる者の等価所得の中央値と相対的貧困率算定の際の貧困線との差	同上
④ 長期失業率	12ヶ月以上失業状態にある長期失業者の15歳以上の生産年齢人口に占める割合。	性別
⑤ 就業状態にある者が一人もいない世帯の者	同年齢層のうち、就業状態にある者が一人もいない世帯の者の比率。なお、学生のみで構成される世帯の18～24歳の学生は数に含めない。	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別
⑤ 就業状態にある者が一人もいない世帯の者	同年齢層のうち、就業状態にある者が一人もいない世帯の者の比率。なお、学生のみで構成される世帯の18～24歳の学生は数に含めない。	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別
⑥ 早期退学者	18～24歳人口に占める前期中等教育以下の修了者で、調査の直前4週間の間で教育あるいは訓練を受けていない者	性別
⑦ 移民の雇用格差	非移民と移民の雇用率の差。「移民」とは化k外で生まれた者とする。	性別
⑧ 剥奪指標	以下の9項目のうち、3項目の費用負担ができなかった世帯で生活している人口の割合。1) 予期しなかった出費、2) 家から離れて年に1回休暇に出かける、3) 住宅ローンあるいは家賃、公共料金あるいは分割払い、4) 1日おきに肉または魚が付いた食事、5) 住宅の暖冷房、6) 洗濯機、7) カラーテレビ、8) 電話、9) 自家用車	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別、貧困・非貧困別、都市化の度合別、世帯類型別
⑨ 住居指標	データの質を確保したより適切な主要指標については検討中	
⑩ 必要な診療サービスを受けられない人の割合及び診療利用度	費用、待ち時間、距離のいずれかの理由により必要な診療サービスを受けられないと自己申告した者の割合。「診療利用度」は過去1年間に医者を訪問した回数。	18～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上、75歳以上、18～64歳の年齢階層別、所得階層別
⑪ 子供の幸福度指標	開発中	

包摂関連指標一覧（2009年）

2. 二次指標

指標	定義	属性別の有無
①相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
②世帯類型別貧困リスク	世帯類型を以下に分類した上での全人口に占める貧困者の比率 1) 扶養家族に子どもがいない世帯 ・65歳未満の単身世帯 ・65歳以上の単身世帯 ・女性単身世帯 ・男性単身世帯 ・最低1名が65歳以上を含む2人世帯 ・二人とも65歳未満の2人世帯 ・その他世帯 2) 扶養家族に子どもがいる世帯 ・子ども1人以上の片親世帯 ・子ども1人と成人2人の世帯 ・子ども2人と成人2人の世帯 ・子ども3人以上と成人2人の世帯 ・子どもと成人3人以上の世帯	なし
③世帯の就業密度別貧困リスク	生産年齢人口の者が働ける者が過去1年の間のうち、何か月働けたかによって就業密度を計算し、WI=0（誰も働いていない世帯）からWI=1（全ての者が働いている世帯）の分類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
④頻度の高い活動別貧困リスク	就業者、失業者、引退者、その他の非活動者の4種類別の18歳以上人口に占める貧困者の比率。なお、「就業者」とは暦年のうち半年以上働いた者としている。	性別
⑤住居所有別貧困リスク	自宅所有者で住宅ローンがない完全所有者、自宅所有者で住宅ローンがある者、市場価格での賃貸居住者、住居補助または無償での賃貸住居者の4種類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
⑥相対的貧困ライン前後での格差	等価所得の全国中央値の40%、50%、70%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
⑦低学歴の者	25歳以上の成人のうち、国際標準教育分類（ISCED）で0～2の者（中卒以下）の比率	性別、年齢別
⑧識字力の弱い生徒	15歳の生徒のうち、OECD学習到達度調査（PISA）の読解力尺度でレベル1以下の生徒の比率	性別
⑨物質的剥奪の深度	剥奪指標の9項目のうち、欠けている項目数の全国単純平均	貧困・非貧困別、剥奪・非剥奪別

2. 二次指標 (つづき)

⑩住居費	住居費が可処分所得の40%を越えている者の比率。住居費には住宅ローン等の支払い利子、ゴミ処理などの義務的サービス費用、定期的修繕費、税金、公共料金(水道、電気、ガス、暖房)を含む一方、住居補助を控除した金額。	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。
⑪過密度	過密な住居に暮らしている者の割合(全世帯または単身世帯を除く全世帯)。「過密な住居に暮らしている」かは以下の基準に一つでも当てはまらない場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に1部屋以上 ・夫婦一組に1部屋以上 ・18歳以上の者1人に1部屋以上 ・12歳から17歳の同性2名に対して1部屋以上 ・12歳から17歳の性別が違う者1人に対して1部屋以上 ・12歳以下の2名に1部屋以上 	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。